

告 示

埼玉県告示第五百四十九号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（MMS測量）

三 作業地域

埼玉県（熊谷市、深谷市、寄居町、東秩父村、小川町、嵐山町、ときがわ町、滑川町、東松山市、鳩山町、越生町、飯能市、毛呂山町、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、川越市、ふじみ野市、三芳町、日高市、狭山市、入間市、所沢市、富士見市、志木市、朝霞市、和光市、新座市、越谷市）

四 作業期間

令和四年五月十六日から令和四年七月八日まで